

令和4年 1月17日

令和3年度埼玉県精神保健福祉審議会の開催について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項では、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができると定められています。

については、下記のとおり令和3年度埼玉県精神保健福祉審議会を開催します。

記

1 日 時： 令和4年1月18日（火） 17時から18時30分まで

2 場 所： 埼玉会館3A会議室（ハイブリット開催）

3 議事内容

- (1) 埼玉県依存症対策推進計画（案）について
- (2) 埼玉県自殺対策計画（第2次）の実施状況について
- (3) 埼玉県地域保健医療計画中間見直しに基づく精神病床の基準病床数の見直しについて
- (4) 多様な精神疾患ごとの医療機関の医療機能一覧表について
- (5) 精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築について

4 その他

審議会の会議は、公開します。

傍聴を希望される方は、感染症対策を講じたうえで、会議開催時刻までに会場において申込みを行ってください。16時30分から申込みを受け付けます。傍聴希望者が多数の場合は、先着順により決定します。

ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議は公開しないこととなり、退席していただきます。

※ 発熱その他体調が優れない場合は、傍聴をご遠慮ください。

5 問い合わせ 埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当
TEL 048-830-3565